

広島県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和三年四月八日までの間、縦覧に供する。

令和三年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道小田白市線	東広島市河内町小田字都中二九四一番一地从先から東広島市河内町小田字都中二九八二番一地从先まで	令和三年三月二五日